

後期高齢者医療制度からのお知らせ ②

● 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、令和6年12月2日に新規発行を終了しているため、発行いたしません。

後期高齢者医療制度では、一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分等の情報はマイナ保険証に登録されているか、または、資格確認書に記載されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を継続して発行していた方で、今年度も引き続き該当する方やすでに申請されている方については、資格確認書にあらかじめ記載していますのでご確認ください。資格確認書に記載がない方は、申請により記載することができますので、お問い合わせください。

● マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局等の受付で、健康保険証利用登録済のマイナンバーカードで受診が可能です。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひご利用ください。

● 保険料の通知書を送付します

令和7年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

【令和7年度保険料】

保険料（年額）
※10円未満切捨て
【限度額】80万円

=

均等割額
51,930円
※世帯の所得に応じて
軽減措置があります。

+

所得割額
(総所得金額等－43万円【基礎控除額】)
× 所得割率 10.16%

● 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の7割、5割、2割が軽減される場合があります。

● 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い方は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

● 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

※ 詳しくは、被保険者証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。



■ 問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

後期高齢者医療制度からのお知らせ ①

● 資格確認書の交付について

75歳以上の方や、65歳以上で一定の障がいがある方が加入している全ての後期高齢者医療被保険者の方へ、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。

令和7年8月1日からご使用になれる資格確認書(薄桃色)を7月中旬ごろに郵送します。お手元に届いたら、氏名や自己負担割合などを確認いただき、裏面に住所を必ずご記入ください。

現在交付済みの被保険者証(青色)または資格確認書(オリーブ色)の有効期限は令和7年7月31日までとなっておりますので、8月1日以降はご使用にならないでください。

また、令和8年7月31日までの間に新しく加入される方や資格確認書の券面情報に変更があった方などにも資格確認書を交付いたします。

※マイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書が交付されるため、資格情報のお知らせは交付されません。

青色・オリーブ色は
7月31日まで

青色 オリーブ色

令和7年8月1日からは、
資格確認書（薄桃色）に変わります。

● 自己負担割合

新しい資格確認書は、令和7年度の住民税課税所得に基づき自己負担割合を判定しています。

【自己負担割合の判定フロー】

